

令和8年新城市議会5月臨時会議案

第90号議案 損害賠償の額の決定

第90号議案

損害賠償の額の決定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び新城市病院事業の設置等に関する条例（平成17年新城市条例第136号）第6号の規定により、次のとおり損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求める。

令和8年5月7日提出

新城市長 下 江 洋 行

- 1 事故発生日時 令和6年9月30日
- 2 事故発生場所 新城市字北畑32番地1 新城市民病院
- 3 賠償する相手方 設楽町在住 80代 男性
(患者遺族) 東京都北区在住 50代 男性
岡崎市在住 50代 男性
西尾市在住 50代 男性
- 4 事故の概要 肺疾患の精査目的で入院した80代の女性患者について、気管支洗浄及び生体組織診断を伴う気管支内視鏡検査を実施したところ、検査中に多量の出血を生じ、一時的に心肺停止状態となり、蘇生後、人工呼吸器及び昇圧剤による全身管理を継続したが、令和6年10月20日に死亡した。
当該患者及び同居の家族に対して気管支洗浄検査を行うことを事前に説明して同意を得ていたが、組織採取を行う可能性があること及び出血のリスクがあることの説明が十分でなかった面があることから、説明義務違反を認めて損害賠償するもの。
- 5 損害賠償額 3,000,000円

理 由

この案を提出するのは、新城市民病院で発生した医療事故について、損害賠償の額を決定するため必要があるからである。